

# 業務委託設計書

設計	検算	照合	課長補佐	課長

第	号							
令和 <b>7</b> 年度	一般 一般会計	款 土 木 費	項 公園墓園	目 公園墓園維持 費	所属 東区維持管理課	設計 7. 3	提出 7. 4	業務委託 請 負 一般入札
委託金額 金 円		業務名称 東区内公園樹その他保守管理業務（7-1）			履行場所 東区戸坂新町三丁目ほか		工期 日間 契約締結の日から令和7年12月26日まで	
<p>施行理由</p> <p>本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。</p>								
<p>設計概要</p> <p style="text-align: center;">樹木せん定・除草 一式</p>								





## 第 1 号

## 樹木せん定・除草

## 明 細 表

内 訳							
工 種・名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木剪定	フジ軽剪定(夏季剪定)		m <sup>2</sup>	305.000			共通代価表第10208号 運搬距離 ~15km
樹木剪定	フジ基本剪定(冬季剪定)		m <sup>2</sup>	305.000			共通代価表第10209号 運搬距離 ~15km
樹木剪定	カイズカイクキ基本剪定	H=250cm未満	本	218.000			共通代価表第10204号 運搬距離 ~15km
樹木剪定	生垣剪定	1回目 H=150cm以上300cm未満	m	552.000			共通代価表第10212号 運搬距離 ~15km
樹木剪定	生垣剪定	2回目 H=150cm以上300cm未満	m	54.000			共通代価表第10212号 を1/3した単価
樹木剪定	中木寄植剪定	1回目 H=60cm以上150cm未満	m <sup>2</sup>	7,423.000			共通代価表第10103号 運搬距離 ~15km
樹木剪定	中木寄植剪定	2回目 H=60cm以上150cm未満	m <sup>2</sup>	2,481.000			共通代価表第10104号 運搬距離 ~15km
除草	抜根除草	年3回	m <sup>2</sup>	12,672.000			共通代価表第40101号 運搬距離 ~15km
除草	機械除草 ハンドガレ式(小型)+肩掛式	年3回・平地	m <sup>2</sup>	20,394.000			共通代価表第40203号 運搬距離 ~15km
除草	機械除草 肩掛式	年3回・法面	m <sup>2</sup>	2,958.000			共通代価表第40201号 運搬距離 ~15km
除草	機械除草 肩掛式	年2回・法面	m <sup>2</sup>	45,570.000			共通代価表第40201号 運搬距離 ~15km
除草	石積・ブロック積 除草	年3回 H=200cm以上	m <sup>2</sup>	866.000			共通代価表第40104号 運搬距離 ~15km
樹木剪定	高木基本剪定(冬季剪定) 公園樹	C=60cm以上120cm未満	本	3.000			共通代価表第10302号 運搬距離 ~15km
樹木剪定	高木基本剪定(冬季剪定) 公園樹	C=120cm以上180cm未満	本	3.000			共通代価表第10303号 運搬距離 ~15km
計							



東区内公園樹その他保守管理業務(7-1) 工種数量表

区 分	種 別		数 量 (A)	回数(B)	年間管理数量(A×B)	
樹木せん定	カイズカイブキ基本剪定	H=250cm未満	218.0 本	1	218.0 本	
	フジ軽剪定	夏季剪定	305.0 m <sup>2</sup>	1	305.0 m <sup>2</sup>	夏季
	フジ基本剪定	冬季剪定	305.0 m <sup>2</sup>	1	305.0 m <sup>2</sup>	冬季
	生垣剪定	H=150cm以上300cm未満	552.0 m	1	552.0 m	1回目
			54.0 m	1	54.0 m	2回目
	中木寄植剪定	H=60cm以上150cm未満	7,423.0 m <sup>2</sup>	1	7,423.0 m <sup>2</sup>	1回目
2,481.0 m <sup>2</sup>			1	2,481.0 m <sup>2</sup>	2回目	
除 草	抜根除草		4,224.0 m <sup>2</sup>	3	12,672.0 m <sup>2</sup>	
	石積・ブロック積除草	H=200cm以上	522.0 m <sup>2</sup>	3	866.0 m <sup>2</sup>	No.35戸坂新町公園は1回 (522*3)-(350*2)=866
	機械除草 ハンドガド式(小型)+肩掛式	4.4PS・刈幅50cm 積込・運搬含む(除草)	6,798.0 m <sup>2</sup>	3	20,394.0 m <sup>2</sup>	平地
	機械除草 肩掛式	積込・運搬含む(除草)	986.0 m <sup>2</sup>	3	2,958.0 m <sup>2</sup>	法面
	機械除草 肩掛式	積込・運搬含む(除草)	22,785.0 m <sup>2</sup>	2	45,570.0 m <sup>2</sup>	法面
高木冬季せん定	C=60cm以上120cm未満		3.0 本	1	3.0 本	
	C=120cm以上180cm未満		3.0 本	1	3.0 本	

東区内公園樹その他保守管理業務（7-1）

公園名	樹木せん定								除草		草刈工					備考
	冬季せん定 C=60~120 (本)	冬季せん定 C=120~180 (本)	カイズ力 年1回 (1回当り) (本)	フジ 年2回 (1回当り) (m)	中低木 年1回 (1回当り) (m)	中低木 年2回 (1回当り) (m)	生垣 年1回 (1回当り) (m)	生垣 年2回 (1回当り) (m)	手抜き 年3回 (1回当り) (m)	石積 年3回 (1回当り) (m)	平地 年3回 (1回当り) (m)	平地 年2回 (1回当り) (m)	法面 年3回 (1回当り) (m)	法面 年2回 (1回当り) (m)	法面 年1回 (1回当り) (m)	
1	浅野山緑地												986	4,000		
2	牛田公園				90			30		15						
3	牛田新町第一公園					138				98				5		
4	牛田新町第二公園					28	112			100		1,000				
5	牛田新町第三公園					104				74						
6	牛田新町第四公園					3		17		11		77				
7	牛田早稲田第一公園					32		17		32	172			1,000		
8	牛田早稲田第二公園				40	280		7		204						
9	牛田早稲田第三公園					134	7	85		144						
10	牛田早稲田第四公園					60	31		10	70				80		
11	牛田早稲田第五公園			12		7				5						
12	牛田早稲田第六公園					24				17						
13	牛田早稲田第七公園										414					
14	牛田早稲田第八公園										209					
15	牛田早稲田第九公園										444					
16	牛田旭第一公園			16							20					
17	牛田東第一公園										100					
18	牛田東第二公園							34		17	70					
19	牛田東第三公園			16		3	46			35						
20	牛田東第四公園				15						250					
21	牛田本町第一公園	2				11				8	250					
22	牛田本町第二公園									147						
23	牛田総合公園 (入木-ビラ-臨時駐車場南側)													2,000		
24	尾長公園				40	155	15	108		176	370					
25	尾長第一公園			6		108	115			156				60		
26	尾長第二公園			27		46				47	14					

東区内公園樹その他保守管理業務（7-1）

公園名	樹木せん定								除草		草刈工					備考
	冬季せん定 C=60~120 (本)	冬季せん定 C=120~180 (本)	カイズカ 年1回 (1回当り) (本)	フジ 年2回 (1回当り) (m)	中低木 年1回 (1回当り) (m)	中低木 年2回 (1回当り) (m)	生垣 年1回 (1回当り) (m)	生垣 年2回 (1回当り) (m)	手抜き 年3回 (1回当り) (m)	石積 年3回 (1回当り) (m)	平地 年3回 (1回当り) (m)	平地 年2回 (1回当り) (m)	法面 年3回 (1回当り) (m)	法面 年2回 (1回当り) (m)	法面 年1回 (1回当り) (m)	
27	桜が丘公園	1	1		50	97	35		94							
28	天神公園										20					
29	光町公園				30	41		50	54							
30	光が丘第一公園										30					
31	光が丘山根公園					17			12					132		
32	二葉山緑地					56		48	64		240			788		
33	戸坂南公園					97	48		103					1,000		
34	戸坂南第二公園					227	62	30	221							
35	戸坂新町公園			35		675	1,313	65	1,698	350	400			13,380		石積は、1回(6月)のみ実施
36	戸坂新町第二公園					3			2		200					
37	戸坂くるめ木公園										30					
38	戸坂くるめ木第二公園										500					
39	戸坂くるめ木第三公園								11		150					
40	戸坂千足公園		2			56			40		200					
41	戸坂千足第一公園					42			52					60		
42	戸坂千足第二公園					140	15		111							
43	戸坂数甲第一公園					73		2	53		450					
44	戸坂数甲第二公園					24		2	18		170					
45	戸坂惣田第一公園			5		45		3	34		200					
46	戸坂山根公園			1		11			8							
47	戸坂山根第二公園					42	35		55					50		
48	戸坂大上第一公園					84	18		73		130					
49	戸坂出江第一公園					91			65		400			200		

東区内公園樹その他保守管理業務（7-1）

公園名	樹木せん定								除草		草刈工					備考
	冬季せん定 C=60~120 (本)	冬季せん定 C=120~180 (本)	カイズカ 年1回 (1回当り) (本)	フジ 年2回 (1回当り) (m)	中低木 年1回 (1回当り) (m)	中低木 年2回 (1回当り) (m)	生垣 年1回 (1回当り) (m)	生垣 年2回 (1回当り) (m)	手抜き 年3回 (1回当り) (m)	石積 年3回 (1回当り) (m)	平地 年3回 (1回当り) (m)	平地 年2回 (1回当り) (m)	法面 年3回 (1回当り) (m)	法面 年2回 (1回当り) (m)	法面 年1回 (1回当り) (m)	
50	戸坂出江第二公園				3						110			30		
51	戸坂長尾台第一公園				29				21		20					
52	戸坂長尾台第二公園				109				78		330					
53	若草第二公園				2				1							
54	高天原墓園			100	40	1,845	629									
合計		3	3	218	305	4,942	2,481	498	54	4,224	522	6,798		986	22,785	

## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

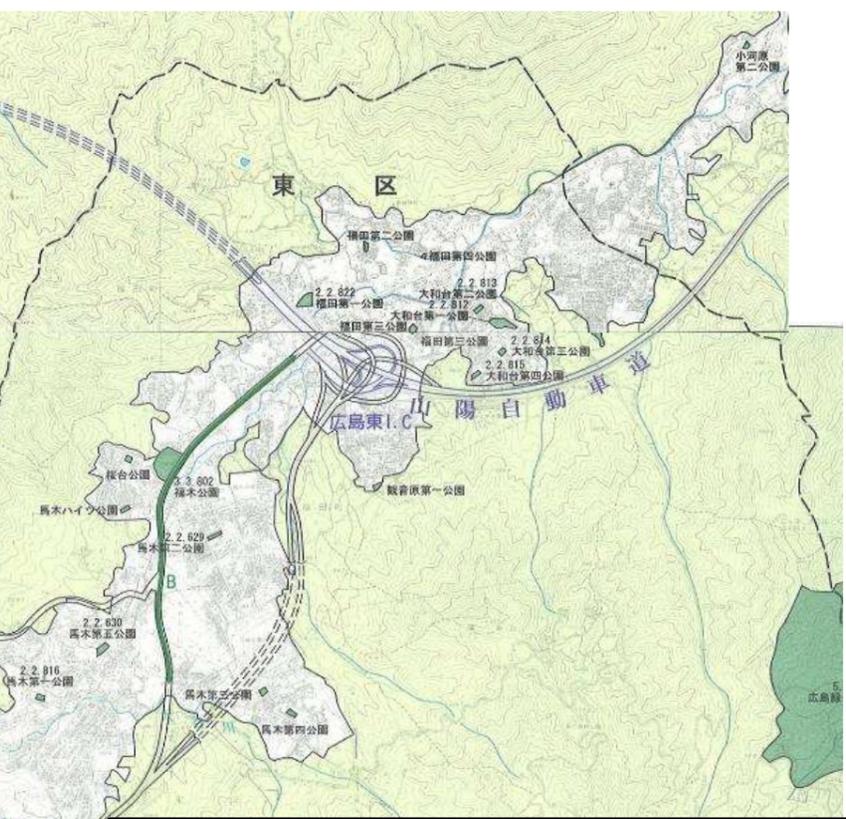
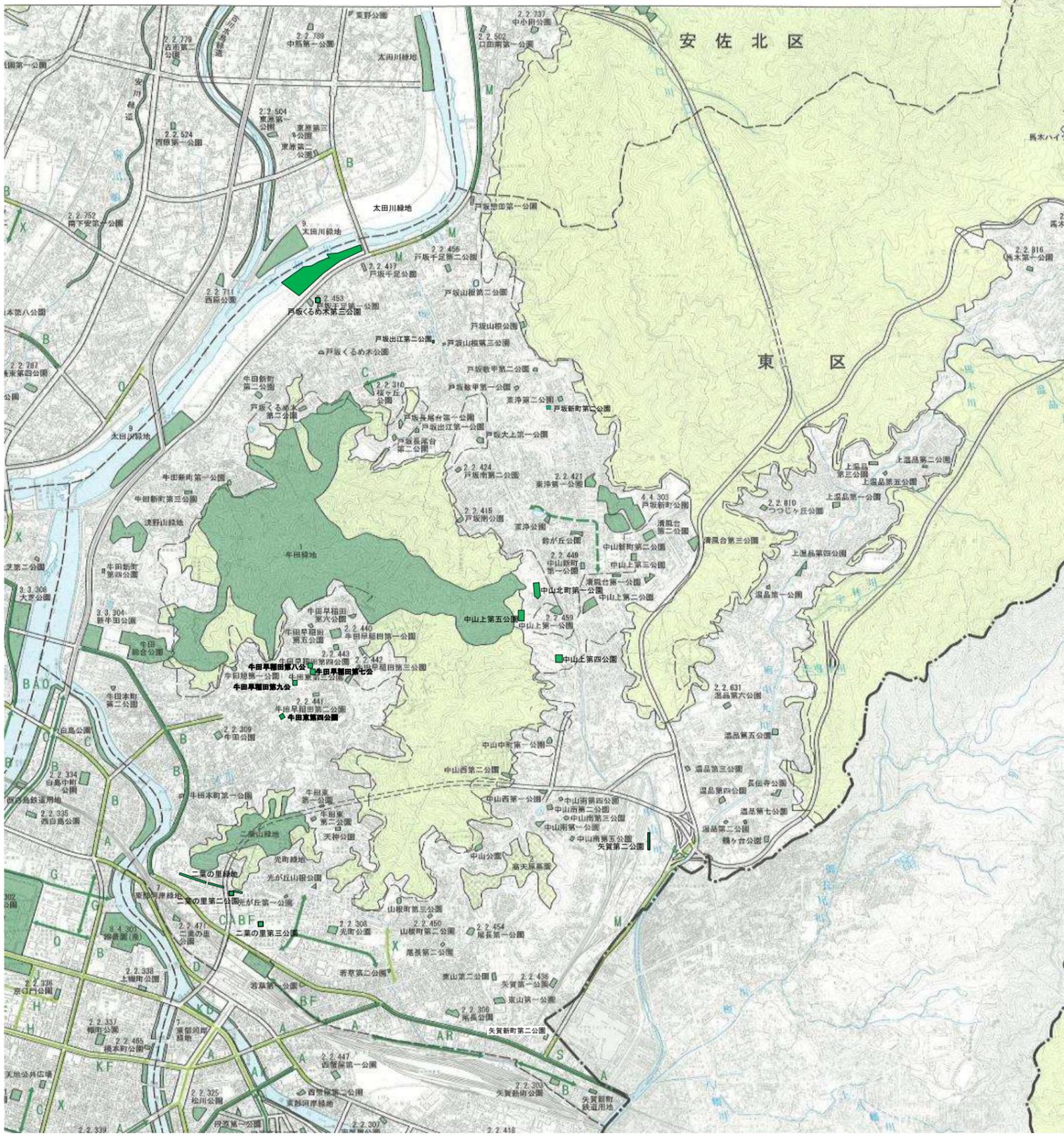
# 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、東区内公園樹その他保守管理業務（7-1）（以下「業務」という。）に適用する。
  - 2 本業務の実施区域は、別紙施工位置図のとおりとする。
  - 3 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
  - 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
- (1) 処分
    - せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
      - ア 高木せん定枝葉  
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
      - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草  
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
  - (2) 除草
    - 樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
  - 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
    - なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。  
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
  - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
  - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとすること。
    - ① 業務名      ② 作業日      ③ 天候      ④ 就労人数      ⑤ 現場責任者
    - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者      ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。



東区内公園樹その他保守管理業務（7-1）施工位置図



1	浅野山緑地	28	天神公園
2	牛田公園	29	光町公園
3	牛田新町第一公園	30	光が丘第一公園
4	牛田新町第二公園	31	光が丘山根公園
5	牛田新町第三公園	32	二葉山緑地
6	牛田新町第四公園	33	戸坂南公園
7	牛田早稲田第一公園	34	戸坂南第二公園
8	牛田早稲田第二公園	35	戸坂新町公園
9	牛田早稲田第三公園	36	戸坂新町第二公園
10	牛田早稲田第四公園	37	戸坂くるめ木公園
11	牛田早稲田第五公園	38	戸坂くるめ木第二公園
12	牛田早稲田第六公園	39	戸坂くるめ木第三公園
13	牛田早稲田第七公園	40	戸坂千足公園
14	牛田早稲田第八公園	41	戸坂千足第一公園
15	牛田早稲田第九公園	42	戸坂千足第二公園
16	牛田旭第一公園	43	戸坂数甲第一公園
17	牛田東第一公園	44	戸坂数甲第二公園
18	牛田東第二公園	45	戸坂惣田第一公園
19	牛田東第三公園	46	戸坂山根公園
20	牛田東第四公園	47	戸坂山根第二公園
21	牛田本町第一公園	48	戸坂大上第一公園
22	牛田本町第二公園	49	戸坂出江第一公園
23	牛田総合公園	50	戸坂出江第二公園
24	尾長公園	51	戸坂長尾台第一公園
25	尾長第一公園	52	戸坂長尾台第二公園
26	尾長第二公園	53	若草第二公園
27	桜が丘公園	54	高天原墓園